

BTMU

CHINA WEEKLY

トピックス: 日本企業からみた中国～2006 年の回顧～

今年の締めくくりとなる本号では、2006 年における中国の動きを、日系企業の中国での業務展開という立場から、当室に多くご照会を頂いたトピックスを中心に回顧してみたい。

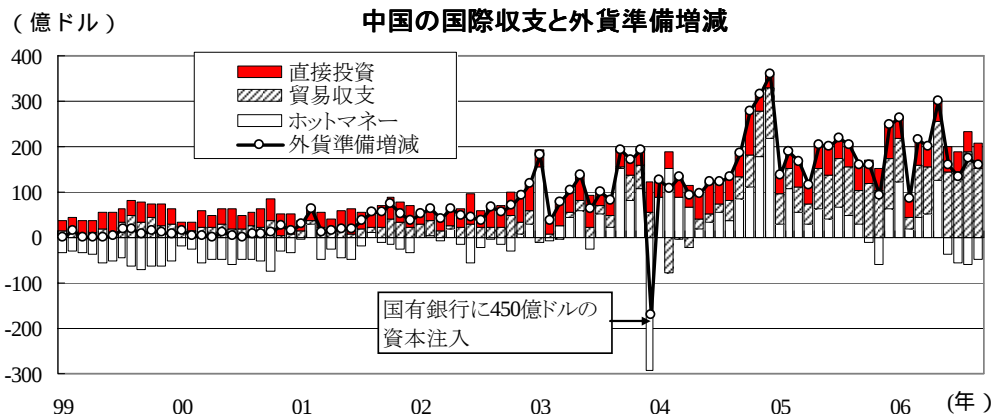
《貿易取引関連》 まず、最もご照会の多かったテーマは、11 月の「加工貿易禁止類商品目録」であろう。禁止指定品は保税が前提の加工貿易（来料加工など）が行えなくなるなど影響が大きく、当初は地方による対応の差異もあって混乱が生じた。第二は、9 月の「増値税還付率引下げ」であろう。低価格で輸出の伸びの大きい鋼材、紡績、家具等の還付率引下げと、エネルギー多消費で環境汚染が激しい非鉄金属などの還付廃止が行われ、輸出支援が削減・廃止された。また 9 月には輸出企業を要注意企業とそれ以外の企業に分け、受取外貨の人民元転管理の強化を行った。これらは増加する経常収支の削減を狙った施策といえる。

《景気引締め関連》 つぎは中国の景気引締め関わるものである。4 月と 8 月に人民元貸出金利の引上げが行われた。特に 4 月の引上げは、1 年半ぶりに、市場の意表をついて労働節に実施されたことから日系企業にも驚きを与えるものであった。また、7 月から 9 月にかけて不動産関連規制が立て続けに発表されたが、これらは外資企業の不動産投資を抑制することや、地方政府の土地管理責任を問うものであった。

《法整備に関わるもの》 WTO 加盟 5 年目で、殆どの項目でモロトリアムの解除が行われる本年は市場化に即した法整備も大きく進んだ。1 月の会社法（公司法）改正施行は、これに伴う会社組織規定の変化、即ち監事会や株主会に関するテーマが関心を集めたし、来年 6 月 1 日からの施行が決まった「新破産法」はこれまで国家の介入や司法の非独立性で最も遅れていた分野で大きな改善が示されることとなった。一方、「労働契約法」や「独占禁止法」制定の動きは、発表された試案が労働者保護の行き過ぎや外資系企業排除に繋がるなど外資企業の批判もあり注目を集めた。また、年末にかけての新外資銀行管理条例の発表は外資系金融機関の今後の活動を大きく左右するものであったし、報道が続いた税制の内外企業の統一に伴う外資系企業の優遇税制の廃止の動きは、来年にかけて最も注視が必要なものとなるだろう。

《CHINA+1 と日系企業の投資動向の変化》 しかし、本質的な意味で本年の最大のポイントは、日系企業の対中投資動向に変化が見られたことではなかったか。実際、製造業の進出に関しては一服感が見られたし、ベトナムなど中国以外への投資案件も顕著に増加している。投資環境としてのワーカーの賃金上昇も注目された。尤も、卸、小売、物流、ソフト産業などサービス分野での動向は依然活発であったことは注意が必要だ。こうした動きの背景には本年 3 月に全人代で採択された「第 11 次五ヵ年規画」に基づく中国側の投資受け入れ姿勢の変化、即ち、量から質へ、環境重視、経済のサービス化促進があることを忘れてはならないだろう。

さて、本年を振り返っても中国ビジネスの現場ではこうした規制に振り回されたとの感が強いが、これらは中国のマクロ経済的な要請に基づくものであり、根拠のないものではない。例えば昨年最大の混乱は「海外保証付人民元・外貨貸出に関する規制」を典型とする外債登記強化など資本移動規制の頻出だったが、本年では



加工貿易抑制など經常取引関連の規制が中心となっている。これは左図のとおり中国の懸念事項が資本取引から經常取引に移っているためではないだろうか。こうしてみると、実務面での先行きの予想にはマクロの視点も欠かせないということになるだろう。

CHINA WEEKLY DIGEST

1. 経済

●国資委 7 業界で国有企業による支配を義務化

国有資産監督管理委員会(国資委)は 18 日、「国有資本調整と国有企業再編の推進に関する指導意見」を発表した。この中で、軍事、電力、石油・石化、電信、石炭、航空、航運の 7 業界について、「国家安全と国民経済に係わる重要な領域」として、引続き国有企業が絶対的な支配権を握らなければならないことを規定した。資源開発、基礎インフラの分野では国有企業の 100%出資乃至はマジョリティを握ることとする一方、電信関連サービスや石化関連分野では外資も含めた積極的な資本受入れを行っていく方針。また、国有企業の株式制移行改革の推進、中小企業の市場撤退制度の構築等により、2010 年迄に国資委直属の国有企業数を 80~100 社に減らし、7 業界で 30~50 社の国際競争力を有する大企業グループを育成することも明らかにした。

●とうもろこしの価格高騰

主要な穀物の一つであるとうもろこしの価格が 11 月初め頃より高騰している。今年は豊作であるにも拘わらず価格が上昇している背景には、世界的なバイオ燃料産業の発展に伴い、エネルギー構造の転換、農民への所得移転が期待されるとしてバイオ燃料産業を振興する動きの中で、原料となるととうもろこしの消費が急増していることがある。燃料エタノールに利用されるととうもろこしは、既に在庫を使い切っているとも言われ、加えて、値上がりを期待した農民の売り惜しみが価格高騰に拍車を掛けている。国家糧油情報センターは、今後中国は長期的に、需要が供給を上回り、とうもろこしの純輸入国へ転じると予測している。

2. 産業

●土地供給制限策 発表

国土資源部と国家発展改革委員会は、2006 年版「制限用地プロジェクト目録」と「禁止用地プロジェクト目録」を発表した。施行は 12 月 12 日。これに伴い 1999 年公布の同名の目録は廃止された。今回の改訂は、国务院の 2004 年の「土地の厳格管理に向けた改革を促進する規定」、2005 年の「産業構造調整を促進することに関する決定」、2005 年の「産業構造調整指導目録」等に基づくもので、29 産業、208 業種に亘り、土地の供給を規制している。新たに制限用地の対象となったものには、大型商業施設、テーマパーク、占有率の低い大型住宅、自動車レース場等があり、禁止用地としては、別荘地、ゴルフ場、競馬場、政府機関、国有企業の人材トレーニングセンター、許可を得ていない鉱物採掘場等が追加された。今回の背景には、2003 年以降の耕地の乱開発が固定資産投資の急増に繋がったことがあり、土地管理の厳格化を通じて、固定資産投資を抑制し、マクロコントロールを強化しようとするもの。

3. 貿易・投資

●企業所得税 25%に統一、既存企業は 5 年間猶予

全人代常委会が 24 日開会し、外資企業と内資企業の所得税率を統一する改正法案の審議に入った。順調にいけば、来年 3 月の全人代全体会議の採択を経て 2008 年 1 月 1 日施行となる模様。改正法の趣旨は以下の通り;

①現行の内資企業 33%、外資企業 15~24%の税率を 25%に統一(但し、収益力が低く条件に合致した企業には 20%を適用)、②現行の軽減税率を享受している外資企業には新税法の適用を 5 年間猶予、③現行の内資、外資で異なる費用等の控除について、適用を統一、④税制優遇の基準を地域別から産業別に転換(ハイテク企業、環境保護に努めた企業等に優遇税率適用)、⑤税法上の居住者、非居住者の概念を導入。居住者の全世界所得に課税(租税回避地を利用した所得移転の防止)。

なお、従来の生産型企業に対する「2 免 3 減」措置(黒字化後、所得税の 2 年間免除、その後 3 年間半減)や輸出型企業への所得税半減措置も廃止される模様。

4. 金融・為替

●2006 年 中国資本市場の 6 大変化

中国の株式市場は、2005 年 4 月の非流通株改革の開始以降、活発な動きが続いており、上海 A 株指数は 12 月 14 日に 2001 年のピークを上回り 2,250 ポイントの最高値をつけた。先般、北京大学主催の「2007 年経済展望フォーラム」で、今年の資本市場について、以下の 6 つの大きな変化が指摘された。①非流通株改革がほぼ完了(注: 政府が企業への支配権を維持する為、上場企業の株式の市場での取引を認めていなかった「非流通株」を市場に放出するもの)、②証券会社の整備(注: 違法経営を行った証券会社の処分)、③上場会社の管理者への持株奨励、④IPO 体制の改革(注: 非流通株の解消)の中での中国銀行、工商銀行等大企業の上場実施、⑤海外上場を通じ、投資家の投資意識の改善、⑥投資ファンドの隆盛(株式市場にファンドが占める割合は約 3 割)。

●米財務省 中国の「為替操作国」と認定せず

米国財務省は 19 日、半年に 1 回の主要貿易相手国の為替政策に関する報告書を発表した。人民元について、中国を「為替操作国」と認定することは避けたものの、引き続き為替相場の柔軟性向上が必要との見方を示した。同報告は、中国が昨年 7 月の人民元切上げ以降、為替市場や金融体制の改革を推進し、人民元相場形成の柔軟性は昨年下半年よりも高まったことを評価する一方、中国の為替政策は両国経済の核心的問題であるとし、為替相場の柔軟性の更なる拡大を促した。

EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting
中国総代表 日本国公認会計士
鈴木康伸

【恒久的施設の認定と個人所得税】

最近、いくつかの地方で技術指導料の送金のため営業税の納税証を入手する際に個人所得税の納税を要求されるというケースがみられます。本来、恒久的施設の認定、技術指導員が当該恒久的施設に帰属するか否か、帰属するとした場合に恒久的施設がどれだけ当該指導員のコストを負担しているか、という検討課題を経て個人所得税の納税義務の認定が下され税額が計算されるべき問題なのですが、送金を目前にした逼迫した状況においては時間的余裕がなく、判断に迷われる現地担当者も多いことと思います。今回は、恒久的施設の認定の判断基準についてご説明します。尚、技術指導料の海外送金において要求される税務証憑としては、営業税及び源泉（企業）所得税が要求されるものの、個人所得税の要求はなく、税務局の要請はあくまでも営業税の証憑発行に絡んでの任意確認であり、納税は結果的に企業の自主的な恒久的施設の認定に基づくものとなります。

中国国家税务总局は 2006 年 3 月 14 日付で、「租税条約における恒久的施設認定等に関する通知」(国税発(2006)35 号通達)を公布しています。本通知は、原則として OECD コメンタリーにある「事業」及び「準備的又は補助的な活動」の解釈を踏襲しているもので、目新しさはないように見えますが、その実務における適用においてはいくつかの矛盾点をはらんでおり十分な検討が必要です。

35 号通達の概要

1. 「事業」(中国語では『営業』)の解釈として、「生産経営活動のみならず非営利組織が行う一般業務活動もその範囲に含まれる」とされます。したがって、「一方の締約国(日本)の非営利組織が、他方の締約国(中国)内において一定の場所を有して事業を行う場合、その活動が準備的又は補助的な活動である場合を除き、他方の締約国に恒久的施設を有する」と判断されます。
2. 「準備的又は補助的な活動」の判定においては以下の三点がポイントとなります。
 - ① 事業を行う一定の場所(中国語では『固定基地或場所』)がその企業のためにのみ活動しているか、言い換えれば他の企業(当該企業グループの他の会社を含む)に業務を提供していないか
 - ② 事業を行う一定の場所の事業目的あるいは事業内容(『業務の性質』)は、その企業(本日本社など)の事業目的あるいは事業内容と一致するものでないといえるか
 - ③ 事業を行う一定の場所の活動がその企業の業務の重要な部分を構成するものではないといえるか
3. 一方の締約国の企業は、他方の締約国において事業を行う一定の場所がその企業のためにのみ準備的又は補助的な活動を提供することから恒久的施設に該当しないと判断する場合、税務当局に関連する証明書類を提出し、税務当局の判定を受けることとされています。

当該通達に関係する検討事項

本通達の実務上の適用にあたっては、下記の事項が問題点と想定されます。

1. 恒久的施設を判定する主管税務当局

中国の税務機関は国家税務総局の下に国家税務局と地方税務局の二系統があり、前者は外商投資企業所得税、後者は個人所得税の徴税をそれぞれ担当します。当該恒久的施設の判定は企業所得税の主管部門である国家税務局により判定されるべきものであると常識的には判断されますが、35 号通達においてはいずれの税務局が判定するかは記述されていません。一般的に、地方税務局としては恒久的施設を認定したがる傾向にあり(上記のとおり、出張者が恒久的施設に帰属するものとみなし、個人所得税を課税することを目的としています)、いずれの税務当局の判定を仰ぐべきか、納税者として判断に迷う状況が生じ得ます。

2. 生産技術の提供に対する本通達の適用

中国に進出する製造業は、製品の生産のため現地法人に技術の使用を許諾し、使用料を徴収にあたり技術ライセンス契約を締結しますが、技術提供の手段として技術指導員を派遣することが一般的です。当該技術指導員の派遣が、日中租税条約及び当 35 号通達でいうところの「補助的活動」に該当するか否かは、上記の三条件を充足するかどうかにより判断されます。すなわち、当該指導員は本社の技術を現地法人に対してのみ提供することをその活動としており、本社はその所有する技術の提供を本業としているものではなく、技術の提供のためにのみ派遣された指導員が、その活動範囲を超える役務の提供を行っていないことが前提となります。

3. 「準備的又は補助的な活動」と「コンサルタントの役務」との関係

日中租税条約第 5 条 4 項に基づき「準備的又は補助的な性格の活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること」であれば恒久的施設はないものと判断されますが、同条 5 項には「一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他の職員を通じてコンサルタントの役務を提供する場合には、…(中略)…「恒久的施設」を有するものとされる」とあり、12 ヶ月の間に合計 6 ヶ月を超える期間行われるときに限定されるものの、例えば上記技術指導員の技術提供の活動はいずれに該当するかどうかの判断が重要となってきます。

中国への技術移転を推し進める観点からも、技術の提供に関連する指導員の行為を「準備的又は補助的な活動」の範囲であるものとする当局の合理的な判断を期待するとともに、納税者の側においてもその判断を受けるべく、契約の概観と派遣形態を見直す必要があるといえます。すなわち、具体的にどのような技術を移転し、その対価がいくらであるかが明確であり、技術指導員の派遣及びその対価が付随的なものである場合においては、恒久的施設の認定を第一義的に行なうべき国家税務局による十分な検討とその上での判断を経て、個人所得税の主管部門である地方税務局の技術指導員の恒久的施設への帰属判断及び費用負担額の認定の議論と進むべきです。日本側の決算期も迫ってきており、技術指導費の決済を急ぎがちのこととも思いますが、まずは恒久的施設の認定において議論の余地があるか否かを検討することをお勧めします。

通達原文

国家税务总局关于税收协定常设机构认定等有关问题的通知
国税发[2006]35号

2006-03-14 国家税务总局

各省、自治区、直辖市和计划单列市国家税务局、地方税务局，扬州税务进修学院：

我国对外谈签的税收协定第五条（常设机构）第一款规定：“常设机构”一语是指企业进行全部或部分营业的固定场所；第四款规定：应认为，常设机构不包括专门为本企业进行准备性或辅助性活动的目的所设的固定营业场所。根据联合国税收协定范本注释、经济合作发展组织税收协定范本注释以及世界上多数国家的做法，对“营业”一语和“准备性或辅助性”一语的含义以及其他涉及常设机构的问题，解释如下：

一、“营业”一语是对英语“business”一词的翻译，实际含义不仅仅包括生产经营活动，还包括非赢利机构从事的一般业务活动。因此，税收协定缔约对方的非赢利机构，通过在我国设立的固定基地或场所从事业务活动，除为该机构进行准备性或辅助性活动外，应认为在我国构成常设机构。

二、对于“准备性或辅助性”活动的判定，应注意以下原则：

- （一）固定基地或场所是否仅为总机构提供服务，或者是否与他人有业务往来；
- （二）固定基地或场所的业务性质是否与总机构的业务性质一致；
- （三）固定基地或场所的业务活动是否为总机构业务的重要组成部分。

如果固定基地或场所不仅为总机构服务，而且与他人有业务往来，或固定基地或场所的业务性质与总机构的业务性质一致，且其业务为总机构业务的重要组成部分，则不能认为该固定基地或场所的活动是准备性或辅助性的。

三、对于缔约国对方居民个人为常设机构工作取得的工资、薪金所得，应按照税收协定“非独立个人劳务”（或“受雇所得”）条款和相关国内税法的规定，计算征收个人所得税。对于涉及为缔约国对方政府提供服务的，按照税收协定“政府服务”条款的规定确定征免税。

四、纳税人认为其在中国境内的机构、场所仅为总机构提供准备性、辅助性服务，不构成常设机构的，应向税务机关提供相关证明资料，由税务机关进行判定。

国家税务总局
二〇〇六年三月十四日

CHINA WEEKLY FOREX

人民元の動き

日付	Open	Range	Close	前日比	JPY	前日比	HKD	前日比	EUR	前日比	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
2006.12.18	7.8240	7.8190~7.8257	7.8202	-0.0073	6.6309	-0.0648	1.00586	-0.0010	10.2470	-0.0482	2.0200	2452.11	61.69
2006.12.19	7.8240	7.8211~7.8245	7.8212	0.0010	6.6175	-0.0134	1.00586	0.0000	10.2553	0.0083	2.0200	2485.79	33.68
2006.12.20	7.8200	7.8145~7.8200	7.8152	-0.0060	6.6197	0.0022	1.00516	-0.0007	10.3410	0.0857	1.9700	2495.31	9.52
2006.12.21	7.8179	7.8156~7.8216	7.8170	0.0018	6.6040	-0.0157	1.00585	0.0007	10.3182	-0.0228	2.0000	2463.34	-31.97
2006.12.22	7.8180	7.8162~7.8238	7.8163	-0.0007	6.6005	-0.0035	1.00521	-0.0006	10.3250	0.0068	1.7000	2464.21	0.87

トピックス

【18日】

- シュワブ米通商代表部(USTR)代表は15日、米中戦略経済対話では中国から改革を後戻りさせることはないとの約束が得られたと明らかにする一方、中国当局者の一部には一段の市場開放に反対する動きがあったと指摘、中国は世界貿易機関(WTO)との約束について、文書だけでなく、実際に市場開放の精神に従って行動できるかどうかが重要であるとの見解を示した。
- 樊綱 中銀金融政策委員会メンバーは、人民元の上昇ペースおよび変動幅は適切で、変動幅を調整する必要はないとの見解を示した。
- 国家情報センターエコノミストは15日、同国経済は来年減速するものの、ハードランディングを回避できるとする一方、投資が再び増加する可能性があり、政府は一段と注意する必要があるとの見解を示した。
- 蔣定之 中銀監督管理委員会副委員長は、拡大する国際収支の黒字について、国内最大の経済問題だとして上で、人民元の大幅な上昇による混乱は避けなければならないとの見解を示した。

【19日】

- 呉曉靈 中銀副総裁は、中銀が2007年の金融政策の目標を公表しない方針であることを明らかにした。
- 米財務省は、主要貿易相手国の為替政策に関する報告書(為替報告)を公表した。中国を為替操作国に認定しない一方で、人民元相場の上昇につながる政府の措置を歓迎するとしながらも、行動ペースを速めるよう求めた。
- ラビン米商務次官は、米国は中国の為替政策を相殺関税の対象となる補助と公式に認定する準備ができていないとした。
- ハーバード米国家経済会議(NEC)委員長は、米中間の貿易不均衡問題解決に向けた両国間の交渉について、やや前進しているものの、さらに時間がかかるとの認識を示した。

【20日】

- 樊綱 中銀金融政策委員は、GDPについて、生産性および生産能力の向上を背景に、向こう数年間、前年比+9%以上の水準を維持するとの見通しを示した。
- 中国証券報によると、金人慶財政相は、中国企業と外資系企業の法人税率を一本化する取り組みを加速する方針を示した。

【21日】

- 唐旭 中銀研究局長は、同国は人民元の急激な上昇を避ける必要があり、より緩やかな上昇を選択すべきであると指摘した上で、穏やかな人民元高が中国経済および世界経済の安定性と持続的成長に寄与するとの見方を示した。

【22日】

- 中銀研究局は、2007年のGDP伸び率について、2006年の前年比+10.5%(予想)から同+9.8%に鈍化するとの見通しを示した。
- 馬凱 国家発展改革委員会(NDRC)主任は、国内経済の拡大ペースが速すぎるうえ成長の基盤がしっかりしていないことから、2007年も引き続き投資の抑制が最優先課題になるとの見解を示した。

RMB レビュー&アウトルック

- 週初弱含み推移となった人民元は週央以降反転、20日には制度変更後高値更新となる7.8145を付け、その後も高値圏での推移となった。19日に発表された米財務省為替報告書では、中国を為替操作国に認定する事は回避されたものの、相場の柔軟性拡大に対する行動のペースを加速するよう求めた。一方、唐旭中央銀行研究局長は、改めて穏やかな人民元高が中国経済および世界経済の安定性と持続的成長に寄与するとの見方を示すなど、米中戦略経済対話を通じ米中協調関係が構築されつつある中、緩やかな人民元高誘導が続けられる見通しである。また呉曉靈中銀副総裁は、中銀が2007年の金融政策の目標を公表しない方針であることを明らかにしたが、このところ年初の経済抑制目標を達成できない事態が続いており、引続き景気抑制には時間が必要であろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さい。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。